

○厚木市国民健康保険条例

昭和34年4月1日

条例第7号

注 昭和49年6月から改正経過を注記した。

目次

- 第1章 市が行う国民健康保険の事務（第1条）
- 第2章 国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）
- 第3章 被保険者（第4条）
- 第4章 保険給付（第5条—第7条の2）
- 第5章 保健事業（第8条—第10条）
- 第6章 保険料（第11条—第26条の2）
- 第7章 雑則（第27条—第28条の2）
- 第8章 罰則（第29条—第32条）

附則

第1章 市が行う国民健康保険の事務

（昭60条例8・平30条例13・改称）

（市が行う国民健康保険の事務）

第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（昭60条例8・平30条例13・一部改正）

第2章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人

(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

(昭62条例13・平6条例19・一部改正)

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で別に定める。

第3章 被保険者

(平31条例7・全改)

(被保険者とししない者)

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

(平31条例7・全改)

第4章 保険給付

(保険給付の種類)

第5条 保険給付の種類は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 出産育児一時金の支給
- (2) 葬祭費の支給
- (3) 傷病手当金の支給

(令2条例11・全改)

(出産育児一時金)

第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として500,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又

は例による場合を含む。次条第2項及び第7条の2第5項において同じ。）
又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（昭50条例21・昭53条例14・昭54条例18・昭57条例13・昭61条例12・
平4条例11・平6条例19・平18条例24・平20条例11・平20条例29・平
23条例6・令2条例11・令5条例8・一部改正）

（葬祭費）

第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（昭53条例14・昭54条例18・昭58条例14・昭61条例12・平6条例10・
平18条例24・平20条例11・令2条例11・一部改正）

（傷病手当金）

第7条の2 被保険者（給与の支払を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症への感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2

に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 4 第1項に規定する労務に服することができない期間において、給与収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与収入の額が、第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（令2条例11・追加）

第5章 保健事業

（平7条例9・改称）

（保健事業）

第8条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

（昭60条例8・全改、平元条例10・平7条例9・平20条例11・平22条例13・平28条例17・令2条例11・一部改正）

第9条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれ

を定める。

(平7条例9・一部改正)

第10条 被保険者でない者に、第8条の保健事業を利用させる場合における利用については、別に定める。

(昭54条例18・平7条例9・一部改正)

第6章 保険料

(保険料の徴収)

第11条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）から徴収する。

(平12条例15・追加)

(保険料の賦課額)

第11条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

(平12条例15・追加、平15条例22・平20条例11・平30条例13・一部改正)

(基礎賦課総額)

第11条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額

を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

（平7条例9・全改、平7条例12・平11条例9・一部改正、平12条例15・旧第11条繰下・一部改正、平14条例23・平15条例22・平17条例8・平18条例24・平19条例11・平20条例11・平22条例13・平25条例10・平27条例12・平30条例13・令4条例6・令5条例27・令6条例11・一部改正）

（基礎賦課額）

第12条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

（昭52条例21・全改、昭53条例23・昭54条例18・昭55条例19・昭56条例22・昭57条例21・昭58条例17・昭59条例13・昭60条例8・平7条例9・平12条例15・平23条例6・令6条例11・一部改正）

（基礎賦課額の所得割額の算定）

第13条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準

用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第19条第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び第26条の2において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

- 2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

（昭52条例21・昭54条例18・昭60条例8・平7条例9・平12条例15・平15条例22・平20条例11・平22条例7・平22条例13・平29条例11・令3条例8・令5条例8・令6条例11・一部改正）

第14条 削除

（平23条例6）

（基礎賦課額の保険料率）

第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 基礎賦課総額の100分の52に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（昭49条例33・昭50条例21・昭52条例21・昭54条例8・昭60条例8・平7条例9・平12条例15・平15条例22・平20条例11・平21条例12・平23条例6・平25条例11・令6条例11・一部改正）

第15条の2から第15条の5の2まで 削除

(令 6 条例11)

(基礎賦課額の端数計算)

第15条の 6 第12条の基礎賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(昭60条例 8 ・追加、平 2 条例17 ・平12条例15 ・令 6 条例11 ・一部改正)

(基礎賦課限度額)

第15条の 7 第12条の基礎賦課額は、国民健康保険法施行令第29条の 7 第 2 項第 9 号に規定する額を超えることができない。

(昭60条例 8 ・追加、昭61条例18 ・昭62条例16 ・昭63条例20 ・平元条例21 ・平 3 条例 3 ・平 4 条例11 ・平 5 条例10 ・平 8 条例12 ・平10条例 8 ・平12条例15 ・平15条例22 ・平20条例11 ・平30条例13 ・令 6 条例11 ・一部改正)

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の 7 の 2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第19条、第19条の 3 及び第19条の 4 の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第 1 項の規定により保険料を減免する場合については、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

（平20条例11・追加、平25条例10・平30条例13・令4条例6・令5条例27・令6条例11・一部改正）

（後期高齢者支援金等賦課額）

第15条の7の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

（平20条例11・追加、平23条例6・令6条例11・一部改正）

（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第15条の7の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条の7の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（平20条例11・追加、令6条例11・一部改正）

第15条の7の5 削除

（平23条例6）

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の7の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の52に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
- ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
- イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額
- ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(平20条例11・追加、平21条例12・平23条例6・平25条例11・令6条例11・一部改正)

第15条の7の7から第15条の7の11まで 削除
(令6条例11)

(後期高齢者支援金等賦課額の端数計算)

第15条の7の12 第15条の7の3の後期高齢者支援金等賦課額に100円未満の

端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平20条例11・追加、令6条例11・一部改正)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の7の13 第15条の7の3の後期高齢者支援金等賦課額は、国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に規定する額を超えることができない。

(平20条例11・追加、平30条例13・令6条例11・一部改正)

(介護納付金賦課総額)

第15条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条及び第19条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の

額の総額

(平12条例15・追加、平17条例8・平20条例11・平25条例10・平30条例13・令5条例27・令6条例11・一部改正)

(介護納付金賦課額)

第15条の9 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(平12条例15・追加、平23条例6・一部改正)

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の10 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条の12の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(平12条例15・追加)

第15条の11 削除

(平23条例6)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の12 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の52に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(平12条例15・追加、平15条例22・平21条例12・平23条例6・一部改正)

(介護納付金賦課額の端数計算)

第15条の13 第15条の9の介護納付金賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平12条例15・追加)

(介護納付金賦課限度額)

第15条の14 第15条の9の介護納付金賦課額は、国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に規定する額を超えることができない。

(平12条例15・追加、平15条例22・平30条例13・一部改正)

(賦課期日)

第16条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(普通徴収に係る保険料の納期)

第17条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から同月28日まで

第8期 1月1日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

3 次条の規定により保険料額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。

(昭57条例13・全改、平20条例11・一部改正)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の7の3の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第15条の9の額、次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は

第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当することにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の7の3若しくは第15条の9の額又は次条第1項各号に定める額、第19条の3第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当することにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（平20条例11・全改、平22条例12・令5条例27・令6条例11・一部改正）

（低所得者の保険料の減額）

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の7に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の

2 第 1 項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の 2 の 6 第 8 項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の 3 第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の 2 の 6 第11項又は第35条の 3 第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち、給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者

(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)
をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第1号の1人当たり軽減額」という。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第1号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第

2号の1人当たり軽減額」という。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第2号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、56万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第3号の1人当たり軽減額」という。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第3号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

- 2 第15条第2項及び第3項の規定は、第1号の1人当たり軽減額、第1号の1世帯当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額、第2号の1世帯当たり軽減額、第3号の1人当たり軽減額及び第3号の1世帯当たり軽減額の決定について準用する。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条の7に規定する額」とあるのは「第15条の7の13に規

定する額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。

この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条の7に規定する額」とあるのは「第15条の14に規定する額」と読み替えるものとする。

(昭49条例33・昭51条例18・一部改正、昭52条例21・旧第19条の2繰上・一部改正、昭54条例18・昭58条例17・昭59条例13・昭60条例8・昭61条例18・昭62条例16・昭63条例20・平元条例21・平3条例3・平4条例11・平5条例10・平8条例12・平10条例8・平12条例15・平15条例22・平20条例11・平21条例12・平22条例7・平22条例13・平26条例9・平26条例10・平27条例11・平28条例17・平29条例11・平29条例12・平30条例13・平31条例7・令2条例12・令3条例8・令4条例6・令5条例8・令6条例11・令7条例14・一部改正)

(特例対象被保険者等に係る保険料の算定の特例)

第19条の2 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。））」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」とし、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律

第33号)」とあるのは「所得税法」とする。

(平22条例12・追加)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第4項に掲げる場合を除く。）における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（同条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする。

2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の7の6」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の7の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の7の6第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）

5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の7の6」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の7の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の7の6第3項」と読み替えるものとする。

(令4条例6・追加、令5条例27・令6条例11・一部改正)

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に掲げる場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の2第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 2 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の7の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の7の6第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の9」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の12第2項」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該

出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の7の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の7の6第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の9」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の12第2項」と読み替えるものとする。

（令5条例27・追加、令6条例11・令7条例14・一部改正）

（保険料の額の通知）

第20条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかにこれを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも同様とする。

（昭54条例18・一部改正）

（特例対象被保険者等に係る届出）

第21条 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由

- 2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同規則第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

（平22条例12・全改、平30条例13・令5条例8・一部改正）

（出産被保険者に関する届出）

第21条の2 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

（令5条例27・追加）

第22条 削除

（昭56条例3）

(延滞金)

第23条 保険料を納期限までに納付しない者に対し督促状を発した場合においては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該納付金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは当該金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合をもって計算した延滞金を加算して徴収する。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{うるう} 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(昭60条例8・平2条例17・一部改正)

(徴収猶予)

第24条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を、一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によってその納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1) 納付義務者がその資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

(2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

(3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。

(4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 前項の規定によって、保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 徴収猶予を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その徴収猶予を取り消すことができる。

(1) 徴収猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその徴収猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為により徴収猶予を受けたと認められるとき。

(昭54条例18・昭60条例8・平12条例15・平28条例17・一部改正)

(保険料の減免)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

(1) 災害等により、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(2) 前号に掲げる理由に類すると認められる特別の事由があるもの

(3) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

2 前項の規定によって、保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 納期限及び料額
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定によって、保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちに市長に申告しなければならない。

(昭60条例8・平20条例11・一部改正)

(保険料の前納)

第26条 保険料の納付義務者は、納入通知書に記載された納付額のうち、到来した納期にかかわる納付額に相当する料額を納付しようとする場合においては、当該納期限後の納期にかかわる納付額に相当する金額の料金を併せて納付することができる。

(申告書の提出)

第26条の2 市長は、国民健康保険料の賦課について、必要があると認める場合においては、当該納付義務者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。

- (1) 前年の総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額
- (2) その他国民健康保険料の賦課徴収について必要な事項

(昭49条例33・昭60条例 8・平15条例22・平22条例 7・一部改正)

第 7 章 雑則

(準用)

第27条 この条例に定めるもののほか、保険料の賦課徴収については、厚木市市税条例（平成12年厚木市条例第22号）の例による。

(昭54条例18・平13条例 6・一部改正)

(身分を証明する証票)

第28条 保険料の賦課及び徴収に関する調査を行う職員は、身分を証明する証票を携帯しなければならない。

2 滞納処分のため、財産の差押えをする職員は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(昭60条例 8・平19条例 3・一部改正)

(厚木市行政手続条例の適用除外)

第28条の 2 厚木市行政手続条例（平成 9 年厚木市条例第12号）第 3 条又は第 4 条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、厚木市行政手続条例第 2 章（第 8 条を除く。）及び第 3 章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 厚木市行政手続条例第 3 条、第 4 条又は第33条第 4 項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第 2 条第 8 号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第 3 項及び第34条の規定は、適用しない。

(平 9 条例12・追加、平25条例10・平27条例 8・一部改正)

第 8 章 罰則

第29条 法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000円以下の過料に処する。

(昭54条例18・昭57条例40・昭59条例24・昭60条例 8・昭62条例13・平12条例15・令 6 条例19・一部改正)

第30条 世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に処する。

(昭57条例40・昭59条例24・昭60条例8・平12条例15・一部改正)

第31条 偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(昭60条例8・平12条例15・一部改正)

第32条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。

ただし、第6章及び第8章の規定は、昭和34年4月1日から施行する。

(平20条例11・旧第1項・一部改正)

(延滞金の割合等の特例)

第2条 当分の間、第23条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）

とする。

(平20条例11・旧第2項・一部改正、平25条例21・令2条例30・一部改正)

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第3条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(平20条例11・旧第3項・一部改正、平22条例7・旧第4条繰上・一部改正、令3条例8・一部改正)

(平成22年度以降の保険料の減免の特例)

第4条 当分の間、平成22年度以降に行う第25条第1項第3号の規定による保険料（所得割に限る。）の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

(平22条例12・追加、平23条例6・旧第5条繰上、平31条例7・一部改正)

附 則（昭和34年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。

附 則（昭和35年条例第12号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和36年条例第10号）

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和36年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年条例第28号）

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。ただし、第11条、第13条、第14条、第15条については、昭和37年度分の保険料から適用する。

附 則（昭和38年条例第3号）

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年条例第29号）

- 1 この条例は、昭和38年10月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、昭和38年4月1日から適用する。
- 2 この条例による第23条の改正規定は、施行の日以後に納付し、納入し、または徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金額で、同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

附 則（昭和38年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。ただし、昭和37年度までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和39年条例第21号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年度分の保険料から適用する。

附 則（昭和41年条例第9号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。ただし、昭和40年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和42年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第19条の2の規定は、昭和42年度分の保険料から適用する。

附 則（昭和43年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年条例第39号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日前に発した督促状については、なお従前の例による。

附 則（昭和44年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年度分の保険料から適用する。

附 則（昭和45年条例第7号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年条例第17号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年度分の保険料から適用する。
（長期譲渡所得等に係る保険料の算定の特例に関する規定の適用）
- 2 この条例による改正後の国民健康保険条例（以下「新条例」という。）附則第2項および第3項の規定は、世帯主およびその世帯に属する被保険者について地方税法等の一部を改正する法律（昭和44年法律第16号）附則第15条または地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第19条の規定により適用される地方税法附則第34条または第35条の規定の適用がある場合には、昭和45年度分の保険料についても適用する。この場合において、新条例附則第2項中「昭和46年度から」とあるのは「昭和45年度から」とする。

附 則（昭和46年条例第8号）

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

- 2 この条例施行日前に死亡したものにかかる葬祭費の支給およびすでに療養の給付を受けた場合の一部負担金については、なお、従前の例による。

附 則（昭和46年条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和46年度分の保険料から適用する。

附 則（昭和47年条例第11号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年度分の保険料から適用する。

附 則（昭和47年条例第43号）

- 1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行なわれた療養の給付に係る一部負担の割合およびこの条例の施行前に行なわれた療養に係る療養費の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年条例第24号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 この条例の施行前に、改正前の厚木市国民健康保険条例の規定に基づいて、昭和48年4月1日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた助産費、育児手当金および葬祭費は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

附 則（昭和48年条例第40号）

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第13号）

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第7条の3第3項の改正規定は、公布の日から施行し、昭和49年1月1日から適用する。
- 2 改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第7条の4第1項の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養から適用し、施行の日前に受けた療養については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日の前日において、改正前の厚木市国民健康保険条例第

7 条の 2 第 2 項第 2 号の規定の適用を受けている者については、新条例第 7 条の 4 第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日に届け出があったものとみなす。この場合において、同項中「翌月」とあるのは「当月」と読み替えるものとする。

附 則（昭和49年条例第33号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第12条および附則第 5 項の規定は、昭和49年度分の保険料から適用する。
- 3 新条例附則第 4 項の規定は、世帯主またはその世帯に属する被保険者について地方税法の一部を改正する法律（昭和49年法律第19号）附則第17条第 1 項の規定により適用される地方税法附則第33条の 2 の規定の適用がある場合には、昭和49年度分の保険料についても適用する。この場合において、新条例附則第 4 項中「昭和50年度」とあるのは「昭和49年度」とする。

附 則（昭和50年条例第 8 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 3 この条例の施行前に行われた療養に係る重度障害者附加金については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年条例第21号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この条例の施行前に改正前の厚木市国民健康保険条例の規定に基づいて既に支払われた適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に係る助産費は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。
- 3 この条例の適用日の前日までの出産に係る助産費および昭和49年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年条例第37号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例附則第2項および附則第5項の規定は、昭和50年度分の保険料から適用する。

附 則（昭和50年条例第40号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この条例の適用日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年度分の保険料から適用する。

附 則（昭和52年条例第21号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、昭和52年度分の保険料から適用し、昭和51年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年条例第14号）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、昭和53年4月1日以後の出産および死亡から適用し、同日前の出産および死亡については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第12条第2項の規定は、昭和53年度分の保険料から適用し、昭和52年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年条例第18号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第6条、第7条、第7条の2および第12条第2項の規定は、昭和54年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 この条例による改正前の厚木市国民健康保険条例（以下「改正前の条例」という。）第6条または第7条の規定に基づいて、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に助産費または葬祭費の支払を受けた者のうち、改正後の条例第7条の2の規定に該当することとなるものは、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正前の条例第6条または第7条の規定に基づいて、既に支払われた適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に係る助産費または葬祭費（前項に該当する者を除く。）は、改正後の条例第6条または第7条の規定による助産費または葬祭費の内払とみなす。
- 5 改正後の条例第6条、第7条および第7条の2の規定は、適用日以後の出産または死亡から適用し、同日前までの出産または死亡については、なお従前の例による。
- 6 改正後の条例第12条第2項の規定は、昭和54年度分の保険料から適用し、昭和53年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第12条第2項の規定は、昭和55年度分の保険料から適用し、昭和54年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第2項の規定は、昭和56年度分の保険料から適用し、昭和55年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年条例第3号）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第1条から第5条までの規定は、昭和56年度分の徴収金について適用し、昭和55年度分までの徴収金については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年条例第22号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第12条第2項および附則第6項の規定は、昭和56年度分の保険料から適用し、昭和55年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年条例第13号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定は、昭和57年3月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 改正後の条例第6条の規定は、適用日以後の出産から適用し、同日前までの出産については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正前の厚木市国民健康保険条例第6条の規定に基づいて、既に支払われた適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に係る助産費は、改正後の条例第6条の規定による助産費の内払とみなす。

附 則（昭和57年条例第21号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第12条第2項及び附則第6項の規定は、昭和57年度分の保険料から適用し、昭和56年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年条例第40号）

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第11条の規定は、昭和58年度分の保険料から適用し、昭和57年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第29条及び第30条の規定は、昭和58年2月1日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年条例第14号）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第6条の2及び第7条の規定は、施行の日以後の出産又は死亡について適用し、同日前の出産又は死亡については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年条例第17号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第12条第2項ただし書及び第19条第1項の規定は、昭和58年度分の保険料から適用し、昭和57年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の厚木市国民健康保険条例附則第6項の規定は、昭和57年度分の保険料については、なおその効力を有する。

附 則（昭和59年条例第13号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第12条第2項、第18条第2項及び第19条第1項の規定は、昭和59年度分の保険料から適用し、昭和58年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の厚木市国民健康保険条例附則第6項の規定は、昭和58年度分の保険料については、なおその効力を有する。

附 則（昭和59年条例第24号）

この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第77号。附

則第1条中ただし書に規定する部分を除く。)の施行の日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第11条から第15条の7まで、第18条、第19条並びに附則第2項及び第5項の規定は、昭和60年度分の保険料から適用し、昭和59年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年条例第12号）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第6条及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後の出産又は死亡から適用し、同日前までの出産又は死亡については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年条例第18号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第15条の7、第19条及び附則第6項の規定は、昭和61年度分の保険料から適用し、昭和60年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年条例第13号）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第29条の規定は、この条例の施行の日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年条例第16号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第15条の7及び第19条の規定は、昭和62年度分の保険料から適用し、昭和61年度分までの保険料につ

いては、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正前の厚木市国民健康保険条例附則第 6 項の規定により読み替えて適用される同条例第19条第 1 項の規定による昭和61年度分の保険料の減額については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年条例第20号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第15条の 7、第19条及び附則第 6 項の規定は、昭和63年度分の保険料から適用し、昭和62年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の厚木市国民健康保険条例附則第 6 項の規定により読み替えて適用される同条例第19条第 1 項の規定による昭和62年度分の保険料の減額については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年条例第24号）

この条例は、昭和63年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年条例第10号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年条例第21号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第15条の 7、第19条第 1 項及び附則第 2 項の規定は、平成元年度分の保険料から適用し、昭和63年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第25号）

- 1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例附則第 5 項の規定は、平成 2 年度分の保険料から適用し、平成元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 年条例第17号）

- 1 この条例は、平成2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第15条の6の規定は、平成2年度分の保険料から適用し、平成元年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第1項の規定は、施行日以後に徴収する延滞金について適用する。

附 則（平成3年条例第3号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第15条の7及び第19条第1項の規定は、平成3年度分の保険料から適用し、平成2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第11号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、施行日以後に出産した被保険者に係る助産費の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る助産費の支給については、なお従前の例による。
- 3 新条例第15条の7及び第19条第1項の規定は、平成4年度分の保険料から適用し、平成3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成5年条例第10号）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第15条の7及び第19条第1項の規定は、平成5年度分の保険料から適用し、平成4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成6年条例第10号）

- 1 この条例は、平成6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第7条の規定は、施行日

以後に行われた葬祭に係る葬祭費の支給について適用し、同日前に行われた葬祭に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年条例第 19 号）

- 1 この条例は、平成 6 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第 6 条の規定は、出産の日が施行日以後である被保険者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年条例第 9 号）

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成 7 年度分の保険料から適用し、平成 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年条例第 12 号）

- 1 この条例は、平成 7 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行日前に行われた医療に係る一部負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年条例第 12 号）

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第 15 条の 7 及び第 19 条第 1 項の規定は、平成 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 7 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年条例第 12 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 8 号）

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第15条の7及び第19条第1項の規定は、平成10年度以後の年度分の保険料について適用し、平成9年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年条例第9号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第11条の規定は、平成11年度以後の年度分の保険料について適用し、平成10年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年条例第24号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。
- （延滞金に関する経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の厚木市国民健康保険条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成12年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成12年度以後の年度分の保険料について適用し、平成11年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為の罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第21号）抄

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第 6 号）

この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年条例第12号）

- 1 この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第 8 項の規定は、平成14年度以後の年度分の保険料について適用し、平成13年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第23号）

- 1 この条例は、平成14年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 7 条の 3 の規定は、施行日以後に行われた療養の給付に係る一部負担金について適用し、同日前に行われた療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第22号）

- 1 この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（附則第 8 項の規定を除く。）は、平成15年度以後の年度分の保険料について適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例附則第 8 項の規定は、平成16年度以後の年度分の保険料について適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第 3 号）

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第10項及び第11項の規定は、平成16年度以後の年度分の保険料について適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第 6 号）

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の附則第 5 項及び第 6 項の規定は、平成17年度以後の年度分の保険料について適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第 8 号）

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第11条の 3 第 2 号、第15条の 8 第 2 号及び附則第 3 項の規定は、平成17年度以後の年度分の保険料について適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第40号）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に行われた医療に係る精神・結核医療付加金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第18号）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第 3 項から第 5 項までの規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第 6 条の規定は、施行日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第 7 条の規定は、施行日以後に行われた葬祭に係る葬祭費の支給について適用し、同日前に行われた葬祭に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第11号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成19年度以後の年度分の保険料について適用し、平成18年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第11号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成20年度以後の年度分の保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第29号）

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第12号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第15条の7の6第1項第1号及び第2号の改正規定（「第32条の9に規定する方法の例」を「第32条の9の2に規定する方法」に改める部分に限る。）並びに附則第7条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第21号）

この条例は、平成21年10月 1 日から施行する。

附 則（平成22年条例第 7 号）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第12号）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第13号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第 1 項及び第19条第 1 項第 1 号の改正規定は、平成22年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第 6 号）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定は、平成23年度以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第10号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第28条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第11条の3、第15条の7の2及び第15条の8の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第11号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第21号）抄

- 1 この条例は、平成26年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に規定する条例の規定による延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 第2条の規定による改正後の厚木市国民健康保険条例附則第2条の規定

附 則（平成26年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第10号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第19条の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第8号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第11号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第12号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第17号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第19条の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第24条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る徴収猶予について適用し、同日前の申請に係る徴収猶予については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第11号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第12号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第13号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第7号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平31条例11・一部改正）

附 則（平成31年条例第11号）

この条例は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則（令和2年条例第11号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第7条の2の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以降の規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

附 則（令和2年条例第12号）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第30号）抄

- 1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に規定する条例の規定による延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 第2条の規定による改正後の厚木市国民健康保険条例附則第2条の規定
附 則（令和3年条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年条例第6号）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第19条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年条例第8号）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 第21条第2項の改正規定 公布の日

(2) 第13条第1項及び第19条第1項第1号の改正規定 令和6年1月1日

- 2 この条例による改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の第19条第1項第2号及び第3号の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年条例第27号）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第19条の4の規定は、令和5年度分の保険料のう

ち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年条例第11号）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年条例第19号）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和7年条例第14号）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。